

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号／達 第 89 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

B 編

船級検査

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

3 章 年次検査

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
(省略)	
25 可搬式ガス検知器	・ 可搬式ガス検知器について、現状良好であることを確認する。 <u>(較正の記録の確認を含む。)</u>
(省略)	

附 則 (改正その 1)

1. この規則は、2017 年 12 月 25 日から施行する。

10 章 鋼製はしけの検査

10.2 製造中登録検査

10.2.2 提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 承認用提出図面その他の書類

製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、工事の着手に先立ち、**2.1.2-1.**から**-3.**、**-5.及び、-7.**から**-9.及び-15.**に掲げる図面のうち当該はしけの構造、艀装等該当する図面及びその他の書類並びに以下に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。

- (1) スケグ構造図
- (2) 押船とはしけの連結部の構造図
- (3) **Q 編 12.1.3** によりローディングマニュアルの備え付けが要求されるはしけにあっては、そのはしけの積付け条件などを記載したローディングマニュアル

附 則（改正その2）

1. この規則は、2017年12月25日から施行する。
2. 2017年1月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

1 章 通則

1.2 特殊な船舶、設備、装置等

1.2.5 として次の1条を加える。

1.2.5 選択式触媒還元（SCR）脱硝装置等に対する検査*

選択式触媒還元（SCR）脱硝装置、排ガス再循環（EGR）又は排ガス浄化装置（EGCS）に対する検査は、本会が別途定めるところによる。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2018年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置であって、施行日前に承認申込みがあったものについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract,

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1.

is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.

4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。

4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

3 章 年次検査

3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.1 書類及び図書の確認*

-2.を次のように改める。

- 1. 年次検査では、表 B3.1 に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。
- 2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、~~検査の完了に際し、~~
2.1.6-3.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(35)を確認する。
 - (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。
 - (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。
 - (43) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があつた場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。
 - (24) ~~検査の完了に際し、~~船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、**2.1.6-3.(19)**に規定する一覧に記録されていること。
 - (35) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。

4 章 中間検査

4.2 船体、艤装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.1 書類及び図書の確認

-2.を次のように改める。

- 1. 中間検査では、3.2.1 に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。
- 2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、~~検査の完了に際し、~~
2.1.6-3.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(35)を確認する。
 - (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。
 - (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アー

- カイズにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。
- (~~43~~) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。
 - (~~24~~) 検査の完了に際し、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、2.1.6-3.(19)に規定する一覧に記録されていること。
 - (~~35~~) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。

5 章 定期検査

5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.1 書類及び図書の確認

-2.を次のように改める。

- 1. 定期検査では、**3.2.1** に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。
- 2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、~~検査の完了に際し、~~
2.1.6-3.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の**(1)**から**(~~35~~)**を確認する。
 - (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。
 - (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。
 - (~~43~~) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。
 - (~~24~~) 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、**2.1.6-3.(19)**に規定する一覧に記録されていること。
 - (~~35~~) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。

附 則（改正その 4）

- 1. この規則は、2018 年 1 月 1 日から施行する。
- 2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 章 年次検査

3.6 低引火点燃料船の特別要件

3.6.1 を次のように改める。

3.6.1 一般*

低引火点燃料船の年次検査において、前節までの規定によるほか、**3.6** の規定を適用する。~~ただし、燃料タンク及びその他の区画でイナートリングが施された区画にあっては、本会が適当と認める場合、当該区画の検査を省略することができる。~~

3.6.2 検査*

低引火点燃料船の年次検査では、**表 B3.11** に掲げる区画、構造及び設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。

表 B3.11 を次のように改める。

表 B3.11 低引火点燃料船の特別要件

検査項目	検査内容
1 燃料格納設備 ^(注1)	次に掲げる検査を該当項目について行う。燃料タンク、二次防壁及びそれらの防熱材並びに燃料タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置について、可能な範囲の現状検査を行う。なお、製造後最初の年次検査では、検査員が必要と認める場合、表 B5.29 第 1 項 (a)、(b) 及び第 2 項に規定する検査並びに船体と燃料タンクの接合部の現状検査を行う。 (a) 燃料貯蔵タンクの外部検査及び取付けられている二次防壁のうち交通できるものの外部検査 (b) 燃料格納ホールドスペースの現状検査 (c) タンクコネクションスペースの内部検査 (d) タンク付弁及び逃し弁の外部検査 (e) タンクの監視装置の作動状態が良好であることの確認 (f) 設置されているビルジ警報及び区画からのドレン抜きの手段の確認及び試験 (g) 燃料貯蔵タンク及び二次防壁の防熱材の可能な範囲の現状検査 (h) 燃料貯蔵タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置の可能な範囲の現状検査 (i) 製造後最初の年次検査では、検査員が必要と認める場合、表 B5.29 第 1 項(a)、(b) 及び第 2 項に規定する検査並びに船体と燃料貯蔵タンクの接合部の現状検査
2 燃料格納設備及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力逃し装置	燃料貯蔵タンク、インターバリアスペース及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置及び安全装置並びにその他関連の保護金網及びベント管について可能な範囲の外観検査を行う。また、燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する記録が保管されていることを確認する。
3 低引火点燃料のバンカリング設備及び燃料供給装置 ^(注1)	次に掲げる検査を該当項目について行う次に掲げる事項について、可能な限りバンカリング及び燃料供給中に現状検査を行う。また、燃料の移送を遮断するための遮断装置の現状検査及び効力試験を行う。 (a) バンカリングステーション及び燃料バンカリング設備（緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁を含む）の現状の確認 (a) 燃料用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含め、バンカリング用機器燃料供給装置の現状の確認（実行可能な限り作動状態とする。） (b) 可能な範囲において燃料管及びプロセス管装置並びにその防熱材 (c) 燃料ポンプ及び圧縮機の自動停止及び手動停止装置の現状の確認
4 燃料取扱い管、機械装置及び機器	実行可能な限り、燃料格納、燃料バンカリング及び燃料供給（ベント、圧縮、冷蔵、液化、加熱、冷却又は他の燃料取扱い等を含む。）のための配管及びその防熱材、ホース、緊急遮断弁、遠隔操作弁、逃し弁並びに機械装置及び機器の現状を確認する。また、実行可能な限り、装置の緊急遮断の際にポンプ及び圧縮機が停止することを確認する。

表 B3.11 低引火点燃料船の特別要件（続き）

45 <u>計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置制御装置、監視装置及び遮断装置</u>	(a) 次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁 (b) 温度指示装置及び関連の警報装置 (c) 燃料タンク、インターバリアスペース及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置 (d) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置 (e) 酸素濃度計測装置 (b) 次に掲げる検査及び試験を行う。 i) <u>燃料貯蔵、燃料バンカリング及び燃料供給用機器又は構成要素もしくは関連装置を収容する区画のガス検知器（固定式及び可搬式のものを含む。）及び他の漏洩検知用の機器並びに指示装置及び警報の作動状態が良好であることの確認を行う。ガス検知装置の再校正が行われていることを当該装置の製造者の推奨事項に従い確認する。</u> ii) <u>燃料供給装置及びバンカリング装置の制御装置、監視装置及び遮断装置（自動遮断装置を含む。）の作動状態が良好であることの確認を行う。</u> <u>バンカリング時の緊急遮断に関連する液面計、高液面警報及び弁にあっては、効力試験（実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法）を行う。</u> iii) <u>設置されている主タンク弁の遠隔及び局所閉鎖機能の試験を行う。</u> iv) <u>各機関収容区画用の主燃料弁の遠隔及び局所閉鎖機能の試験並びに燃料供給装置の制御装置、監視装置及び遮断装置の作動状態が良好であることの確認を実行可能な限り作動状態で行う。</u> v) <u>実行可能な限り、ESD保護機関区域の遮断の作動試験を行う。</u>
56 <u>環境制御装置</u>	次に掲げる事項について、<u>現状検査を行う</u> <u>イナーティングのための設備の現状を確認する。</u> (a) <u>燃料貯蔵タンクのガスフリー及びパージ装置並びにガス採取装置</u> (b) <u>不活性イナートガス発生装置及び不活性ガス貯蔵装置</u> (c) <u>不活性イナートガス関連装置の圧力制御装置、ガス逆流防止装置及び監視装置等</u>
<u>7 通風装置</u>	<u>燃料貯蔵、燃料バンカリング及び燃料供給用ユニット又は構成要素もしくは関連装置を収容する場所（エアロック、タンクコネクションスペース、ESD保護機関区域、燃料調整室（ポンプ室及び圧縮機室を含む。）、燃料弁室、制御室及びガス燃焼機器を収容する区画、二重管及びダクトを含む。）の通風装置（可搬式の通風用機器を含む。）の現状の確認を行う。警報（差圧及び圧力損失の警報等）が備えられている場合には、実行可能な限り、当該警報の作動試験を行う。</u>
68 <u>消火設備</u>	<u>危険場所となる閉鎖場所の消火装置及び緊急避難のための警報装置の現状検査を行う。</u>

表 B3.11 低引火点燃料船の特別要件（続き）

79 その他	次に掲げる事項について、現状検査を行うとともに、(ji)及び<u>(k)</u>については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。 (a) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置 (b) 危険場所、危険場所（閉鎖されるものも含む。）に通じる開口がある非危険場所、タンクコネクションスペース、ESD保護機関区域、燃料調整室、バンカリングステーション及び燃料配管の通風装置 <u>(eb) 燃料管装置に備える可搬式及び固定式のドリフトレイ並びに漏洩の際に船体構造を保護する隔離のための設備</u> <u>(ec) 燃料調整室（燃料ポンプ室及び圧縮機室を含む。）並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部</u> (ed) 船体の過冷却防止設備 (fe) 承認を受けた燃料ホース <u>(gf) 危険場所の接地（船体と燃料配管又は燃料貯蔵タンクとの接地等）及び接地用のストラップ（取り付けられている場合）</u> (hg) 燃料の種類によって要求される特殊設備等 <u>(ih) 危険場所の電気設備機器及び隔壁及び甲板貫通部（交通用の開口を含む。）</u> ^(注2) <u>(ji) 低引火点燃料のバンカリングに関する供給記録簿、低引火点燃料船に関する運用手順書 (GF 編 17.2.2-3.)</u> ^(注3)及び低引火点燃料船に関する緊急手順書 (GF 編 17.2.2-4.) <u>(kj) ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則</u> <u>(k) ログブック及び記録</u> ^(注4)
--------	--

注

- 1 防熱材については取り外す必要はないが、湿気を含んだ形跡又は劣化がないか調査する。
- 2 電気機器及び隔壁及び甲板貫通部（交通用の開口を含む。）について、その使用用途及び設置場所に対し適当な状態に維持されていることを確認する。
- 3 燃料貯蔵設備、燃料バンカリング設備、燃料供給装置及び関連の燃料の使用のための装置に関する運用要件、安全要件、保守要件及び労働衛生上の危険性を網羅した指示書及び手引書（製造者/建造者が作成するもの）が船上に備えていることを併せて確認する。
- 4 ログブック及び運転記録によりガス検知装置、燃料供給装置及びガス燃料システム等が正常に作動していることを確認する。また、ガス検知の記録と併せて、使用される再液化プラント及びガス燃焼ユニットの1日あたりの作動時間、ボイルオフ発生率及び窒素消費量（メンブレン格納設備の場合）を考慮する。

4 章 中間検査

4.6 低引火点燃料船の特別要件

4.6.1 を次のように改める。

4.6.1 一般*

低引火点燃料船の中間検査において、前節までの規定によるほか、**4.6** の規定を適用する。~~ただし、燃料タンク及びその他の区画でイナーライニングが施された区画にあっては、本会が適当と認める場合、当該区画の検査を省略することができる。~~

4.6.2 検査*

低引火点燃料船の中間検査では、**3.6.2** に規定する検査を行うほか、**表 B4.8** に掲げる構造、設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。

表 B4.8 を次のように改める。

表 B4.8 低引火点燃料船の中間検査における追加要件

検査項目	検査内容
1 ガス検知装置の配管	現状を確認する。
2 非金属のメンブレンが使用されている燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁	燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁又はパイロット弁に非金属のメンブレンが使用されている場合、メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。
3 危険場所の電気設備	表 B4.5 中、タンカーに対する要件第 2 項に従う。
4 接地	船体と燃料貯蔵タンク及び燃料配管との接地の現状を確認する。
5 インタバリアスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びタンクコネクションスペースのビルジ装置	ビルジ装置の効力試験を行う。
6 危険場所となる閉鎖場所の消火装置	固定配管の通気試験を行う。
7 安全装置	ガス検知器、温度センサ、圧力センサ、液面指示装置及び燃料関連の安全装置への入力のための他の機器の試験を無作為に行い、作動状態が良好であることを確認する。また、故障状態における燃料関連の安全装置の応答が適切であることを確認する。

5 章 定期検査

5.6 低引火点燃料船の特別規定

5.6.1 一般*

低引火点燃料船の定期検査では、前節までの規定によるほか、**5.6** の規定を適用する。

5.6.2 検査*

低引火点燃料船の定期検査では、**4.6.2** に規定する検査を行うほか、**表 B5.29** に掲げる項目について詳細に検査し、良好な状態にあることを確認する。

表 B5.29 を次のように改める。

表 B5.29 低引火点燃料船の定期検査における追加要件

検査項目	検査内容
1 燃料貯蔵タンク	下記について検査及び試験を行う。(注1) (a) 全すべての燃料貯蔵タンクの内部検査。ただし、タイプ C の真空断熱式燃料貯蔵タンクに いてあっては、本会の適当と認めるところによる当該内部検査を実施しなくて差し支えない。 当該タンクに真空度を監視する装置が備えられている場合には、当該装置の現状及び記録を 確認する。 (b) 防熱されていない燃料貯蔵タンクの表面検査あるいは防熱面の外観検査(注2) i) この場合、特にタンクの支持装置を構成するチョック、タンクの支持材及びキー等の部分 近傍に注意する。検査員が必要と認める場合は、防熱材の取りはずしを要求することが ある。 ii) 構造の保全性に疑義が認められた場合、非破壊検査を要求する場合がある。 (c) 検査員が必要と認める場合は、タンク板の板厚計測を要求することがある。 (d) 独立型タンクタイプ B の独立型燃料貯蔵タンクでは、承認された計画に従って非破壊検査を 行う。なお、この計画は設計に応じて立案されたものでなければならない。独立型タンクタ イプ B の独立型燃料貯蔵タンク以外の燃料貯蔵タンクでは、検査員が必要と認める場合は範 囲で、タンク板、主構造部材及び特に高応力が生じやすいと考えられる箇所(注3)の溶接継手の 非破壊検査を行う。(注3)ただし、真空断熱式タンクについては、本会の適当と認めるところに よる。 (e) 全すべての燃料貯蔵タンクの漏れ確認試験を行う。 上記(a)～(e)に規定する検査の結果により燃料貯蔵タンクの保全性に疑義が認められた場合は、下 記圧力による燃料貯蔵タンクの水圧または水圧-空気圧試験を行う。 タイプ C の独立型燃料貯蔵タンクタイプ C：圧力逃し弁の最大許容設定圧力（以下、本編に おいて「MARVS」という。）の 1.25 倍以上の圧力 一体型の燃料貯蔵タンク及び独立型タンクタイプ A 及び B の独立型燃料貯蔵タンク：それぞ れの燃料貯蔵タンクの設計に応じた適当な圧力(実行可能な限り、タンク頂部において MARVS 以上の圧力を生じさせる圧力とする) (a)～(e)の検査に加えて、タイプ C のすべての独立型燃料貯蔵タンクタイプ Cでは偶数回目の定期 検査で、次の i)又は ii)に規定する検査を行う。ただし、真空断熱式タンクについては、本会の適 当と認めるところによる。 i) MARVS の 1.25 倍以上の圧力による水圧又は水圧-空気圧試験及び(d)に定める非破壊検査 ii) 燃料貯蔵タンクの設計に応じて立案された計画に従った非破壊検査(注4) 上記の水圧又は水圧-空気圧試験は、水の使用が許されない場合及び燃料貯蔵タンクの使用を開始 する前に該当タンクを乾燥させることができない場合、検査員が認める代替の試験流体又は試験 方法によることができる。
2 燃料貯蔵ホルドスペース ホルドスペース及び二 次防壁タンク の支持装 置、固定装置 等	- 燃料貯蔵ホルドスペースのタンク支持装置、回転及び移動横揺れ及び縦揺れ防止装置並びに その周辺の構造部材及び防熱材の現状検査を行う。構造の保全性に疑義が認められた場合、非 破壊検査を要求することがある。 - メンブレンタンクの二次防壁については、あらかじめ承認された検査方案及び許容基準に従っ て、個々の燃料格納設備の設計に応じて要求されるガス密レベルが確保されていることを確認 する。ただし、二次防壁のガス密レベルを確認する方法として、微差圧試験を採用してはなら ない。接着型の二次防壁については、検査の結果、要求されるガス密レベルを満足しない場合 には、その原因を調査の上、サーモグラフィ試験、アコースティックエミッション試験等の 追加の試験を行う。 - その他の二次防壁については、疑義が認められた場合、加圧あるいは真空試験等適当な試験を 行う。(注5)

表 B5.29 低引火点燃料船の定期検査における追加要件（続き）

検査項目	検査内容
3 燃料格納設備の通気ベント装置	・燃料貯蔵タンクの圧力逃し装置の開放検査及び効力試験並びに弁を開放し現状を確認し、調整、機能試験及び封印を行う。^(注6) 当該タンクに、非金属のメンブレンが主弁又はパイロット弁に使用されている逃し弁が備えられている場合、当該非金属のメンブレンを交換すること。 ・インタバリアスペース及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力逃し装置、負圧防止装置 圧力・真空逃し弁、ラプチャディスク及びその他の圧力逃し装置を開放し、現状を確認し、設計に応じて必要な試験及び再調整を行う。^(注7) ・燃料貯蔵タンクの負圧防止装置並びにその他の関連の安全装置の開放検査及び設計に応じた効力試験を行う。^(注6)
4 燃料管及びプロセス管装置等	下記の検査及び試験を行う。検査員が必要と認めた場合、防熱材の取りはずしを要求することがある。 (a) 燃料格納、燃料バンカリング及び燃料供給（ベント、圧縮、冷蔵、液化、加熱、貯蔵、燃焼又は他の燃料及び液化室素取扱い等を含む。）のためのすべての配管の現状を確認する。検査員が必要と認めた場合、防熱材を配管から取り外し、開放及び現状の確認を要求することがある。 (ab) 前(a)において検査員が必要と疑わしいと認める場合は、弁及び関連の付着品の全数あるいは一部の開放検査又はその配管について MARVS の 1.25 倍以上の圧力による圧力水压試験を行うほか、並びにこの試験のために取外した管装置の再取付組立後にの漏れ確認漏洩試験を行う。ただし、水の使用が許されない場合及び該当装置の使用を開始する前に該当配管を乾燥させることができない場合、検査員が認める代替の試験流体又は試験方法によることができる。 (bc) 圧力逃し弁の全数あるいは一部の開放検査並びに開放検査を行った圧力逃しの効力試験 燃料供給管及びバンカリング管の圧力逃し弁を無作為に選び、当該弁を開放し現状を確認し、調整、機能試験及び封印の確認を行う。逃し弁の継続的な開放検査及び繰返し試験が実施されており、当該逃し弁が個々に特定できる適当な記録が維持されている場合には、使用される液化ガス又は蒸気逃し弁の各寸法及び各種類について、代表的な弁をサンプルとして実施する開放、内部検査及び試験とすることを認める場合がある。ただし、この場合、残りの弁の開放検査及び試験が前回の定期検査より後に実施されたことがログブックに記録されていることを条件とする。 (d) 燃料格納設備、バンカリング設備及び燃料供給管装置のすべての緊急遮断弁、逆止弁、ブロックブリード弁、主ガス燃料弁、遠隔操作弁及び圧力逃し弁の隔離用の弁の現状及び作動の確認を行う。また、弁を無作為に選び、当該弁を開放し現状を確認する。 (e) 前(d)により開放した緊急遮断弁の使用圧力での弁座漏洩試験を行う。
5 低引火点燃料のバンカリング設備、燃料格納設備及び燃料供給装置の構成要素	下記の検査及び試験を行う。 (a) 燃料ポンプ及びガス圧縮機並びにこれらの駆動機の開放検査及び安全装置の効力試験を行う。ただし、駆動機の電動機は、開放を省略して差し支えない。^(注9) (b) 熱交換器、圧力容器（プロセス用のものを含む。）、及び気化器及びその他燃料取扱いに関連して使用される機器の開放検査並びに圧力逃し装置の効力試験を行う。ただし、内部検査のできない圧力容器（プロセス用のものを含む。）は、圧力試験及び圧力逃し装置の効力試験を行う。^(注9) (c) 冷媒関係機器については、次の i) から iii) に掲げる試験を行う。 i) ポンプ及び圧縮機の開放検査並びにコンデンサ、蒸発器、中間冷却器、油分離器等圧力容器及び逃し装置の効力試験^(注9) ii) 圧力容器及び熱交換器の逃し装置調整圧力の 90% 以上の圧力で行う気密試験 iii) 冷媒管関係の逃し装置調整圧力の 90% 以上の圧力で行う気密試験 (d) イナートガス発生装置の現状検査を行う。
6 遮断装置	遮断弁の開放検査及び使用圧力での弁座漏洩試験を行う。^{(注6)(注9)}

表 B5.29 低引火点燃料船の定期検査における追加要件（続き）

検査項目	検査内容
76 危険場所の電気設備	表 B5.25 中、タンカーに対する要件第 2 項に従う。下記の検査及び試験を行う。 (a) ケーブル及び支持物の物理的状態並びに電気機器の防爆性能（本質安全防爆，耐圧防爆及び安全増防爆等）の有効性も含め，電気機器の現状を確認する。 (b) 危険場所での使用が認められていない電気機器の通電を停止する装置について試験する。 (c) 危険場所に終端のある又は危険場所を通過する回路の絶縁抵抗試験を行う。ただし，適正な試験記録が保持されており，検査員が差し支えないと認める場合には，この試験を省略することができる。 (d) 船体と燃料貯蔵タンク及び燃料管装置（燃料管，ベント管等）との接地の現状を確認する。 (e) 危険場所の電気設備の現状を詳細に検査し，H 編 4.2.7 の規定に適合していることを確認する。 (f) 内圧防爆形電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。また，加圧される機器及び関連の警報の機能試験を行う。
7 安全装置	ガス検知器，温度センサ，圧力センサ，液面指示装置及び燃料関連の安全装置への情報を入力する他の機器の試験を行い，作動状態が良好であることを確認する。 (a) 故障状態における燃料関連の安全装置の応答が適切であることを確認する。 (b) 圧力指示装置，温度指示装置及び液面指示装置の校正を製造者が定めた要件に従い行う。

注

- 1 メンブレンタンクに関しては，各タンク方式について承認された方法に応じ特別に立案された計画に従って検査及び試験を行う。
- 2 ~~なお~~防熱面の調査が全く不可能な場合は，燃料貯蔵タンクの冷却時に周囲構造材のコールドスポットの調査を行う。ただし，低引火点燃料のパンカリングに関する供給記録簿の調査により，燃料貯蔵タンク及び防熱材の保全性が確認された場合，コールドスポット調査は省略して差し支えない。
- 3 タイプ C のタンクの場合には，すべての非破壊検査を免除することは認められない。また，高応力が生じやすいと考えられる箇所として，下記のような箇所が挙げられる。
 - －燃料貯蔵タンク支持装置並びに回転及び移動横揺れ及び縦揺れ防止装置と燃料タンクとの接合部
 - －ウェブフレームあるいは及び補強リングとタンク板との接合部
 - －制水隔壁の周壁とタンク板との接合部
 - －ドーム及びサクションウェールとタンク板とのサンプとタンクとの接合部
 - －燃料ポンプ台，パイプタワー支持材，はしご支持材等とタンク板との接合部
 - －パイプ支持材とタンク板との配管接合部
- 4 承認された非破壊検査の計画がない場合は，下記のような高応力箇所の溶接継手のそれぞれ少なくとも 10%について，非破壊検査を行う。この検査は，適宜，タンクの内外面から行い，必要に応じて防熱材を取外して行う。
 - －燃料貯蔵タンク支持装置並びに回転及び移動横揺れ及び縦揺れ防止装置とタンクとの接合部
 - －補強リングとタンク板との接合部
 - －パイロブ型タンクのタンク板及び縦隔壁との Y 字継手部
 - －制水隔壁の周壁とタンク板との接合部
 - －ドーム及びサクションウェールサンプとタンクとの接合部
 - －燃料ポンプ台，パイプタワー支持材，はしご支持材等とタンク板との接合部
 - －パイプ支持材とタンクとの配管接合部
- 5 適切な方法による加圧あるいは真空試験及びコールドスポット検査を行う。ただし，低引火点燃料のパンカリングに関する供給記録簿の調査により防熱材の保全性が確認された場合には，コールドスポット検査は省略して差し支えない。
- 6 機関計画検査を準用し，5 年を超えない間隔で当該圧力逃し弁を開放し現状を確認し，調整，機能試験及び封印を行っていたことが記録により確認できる場合には，定期検査時は，当該圧力逃し弁の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。
- 7 機関計画検査を準用し，5 年を超えない間隔で当該圧力・真空逃し弁，ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置を開放し，現状を確認し，設計に応じて必要な試験及び再調整を行っていたことが記録により確認できる場合には，定期検査時は，それぞれ，当該当該圧力・真空逃し弁，ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。
- ~~8~~ 前回の定期検査より後に，個々の装置について，継続的な開放検査及び効力試験が本会検査員立会のもと実施され，その記録が確認されたものについては，可能な範囲の外観検査に替えることができる。
- ~~9~~ 各装置の開放検査については，機関計画検査を適用する場合は，定期検査時における当該検査は，可能な範囲の外観検査に替えることができる。
- ~~9~~ 弁箱を管から取り外すことなく弁体及び弁座の状態が確認できる場合は，開放検査を内部確認検査とすることがで

~~きる。また、当該検査において調整及び補修を必要とする不具合が発見されず健全な作動状態が確認された場合には、弁座漏洩試験を省略して差し支えない。~~

附 則（改正その 5）

1. この規則は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 89 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 25 日 達 第 89 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.5 その他

B1.5.1 を次のように改める。

B1.5.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

-1. 規則 B 編 1.5.1 にいう「適切に較正されたもの」とは，船上又は陸上において製造者の作成した手引書に従って較正が実施され，その較正の記録を備えるものをいう。ただし，ここでいう較正に製造者が推奨する操作前の精度確認は含めない。

-2. 規則 B 編 1.5.1 の適用上，2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については，次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。ただし，2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であって，同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあつてはこの限りでない。

- (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの

B3 年次検査

B3.3 機関の年次検査

B3.3.2 効力試験

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編表 B3.8 第 6 項の適用上、タンカーにあつては、規則 R 編 4.5.7(1)に規定する可燃性蒸気及び酸素の濃度を測定するための可搬式計測器（予備を含む。）~~及びその校正のための装置~~の現状検査を行い、現状良好であることを確認すること。

B3.4 液化ガスばら積船の特別要件

B3.4.2 検査

-6.として次の 1 項を加える。

-6. 規則 B 編表 B3.9 第 4 項の適用上、2016 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあつた船舶の高液面警報の検査は、規則 N 編 13.3.6 に規定する機能試験も含む。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2017 年 12 月 25 日から施行する。

B1 通則

B1.2 特殊な船舶, 設備, 装置等

B1.2.5 として次の 1 条を加える。

B1.2.5 選択式触媒還元 (SCR) 脱硝装置等に対する検査

規則 B 編 1.2.5 にいう「本会が別途定めるところ」とは, 選択式触媒還元 (SCR) 脱硝装置については検査要領 D 編附属書 D1.3.1-5.(1)「選択式触媒還元脱硝装置関連設備に関する検査要領」, 排ガス再循環 (EGR) 装置については検査要領 D 編附属書 D2.1.1-5.「排ガス再循環装置関連設備に関する検査要領」, 排ガス浄化装置 (EGCS) については検査要領 D 編附属書 D1.3.1-5.(2)「排ガス浄化装置関連設備に関する検査要領」をいう。

附 則 (改正その 2)

1. この達は, 2018 年 1 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置, 排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置であって, 施行日前に承認申込みがあったものについては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例による。

* 建造契約とは, 最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.

The optional vessels will be considered part of the same series of

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは, 予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお, この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号 (船番等) は, 新造船に対し船級登録を申込む者によって, 船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合, オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は, 予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において, 1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は, シリーズ船と見なす。しかしながら, 以下の条件を満たす設計変更にあつては, シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない, 又は,
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合, 当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している, 又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は, シリーズ船の建造契約が結ば

vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.

3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

れてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。

4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.5 水圧試験及び水密試験等

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.5(1)にいう「本会が適当と認める試験」とは、次の(1)及び(2)による。

(1) SOLAS 条約適用船にあっては、SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則に定める試験。ただし、主管庁が特別に認めた場合は、この限りではない。

(2) ~~附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」~~次の(a)又は(b)に定める試験

(a) SOLAS 条約適用船（鋼船規則 CSR-B&T 編適用船を含む）にあっては、次の i) 及び ii)を満足する場合を除き、附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」1 章に定める試験

i) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合

ii) 前 i)の免除／同等性が主管庁に承認された場合

(b) SOLAS 条約非適用船及び次の i)及び ii)を満足する SOLAS 条約適用船（鋼船規則 CSR-B&T 編適用船を含む）にあっては、附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」2 章に定める試験

i) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合

ii) 前 i)の免除／同等性が主管庁に承認された場合

-2. 規則 B 編 2.1.5(2)の適用上、イナーートガス供給管を設ける場合、船内配管後、最高使用圧力の 1.25 倍以上の圧力で気密試験を行うこと。ただし、圧力逃し弁をイナーートガス供給管に設ける場合、気密試験の圧力は圧力逃し弁の設定圧力以上とする。

附属書 B2.1.5-1.を次のように改める。

附属書 B2.1.5-1. 水密区画の試験方法

1 章 SOLAS 条約適用船

1.1 一般

1.1.1 一般

-1. 本附属書に定める試験方法は、タンク及び水密区画の水密性並びに船舶の水密区画を構成するタンクの構造上の妥当性を確認するためのものである。本試験方法は構造及び艤装の風雨密性を確認するために対しても適用することがある。新造船及び大規模な改造又は修理が行われた船舶のすべてのタンク及び水密区画のタイトネスは、本船の引渡し前に本試験方法により確認すること。ここで、大規模な修理とは、当該箇所のタイトネスに影響を及ぼす修理をいう。

-2. SOLAS 条約適用船（鋼船規則 CSR-B&T 編適用船を含む）の水密区画の試験方法は、次の(1)及び(2)を満足する場合を除き、1 章による。

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合
- (2) 前(1)の免除／同等性が主管庁に承認された場合

1.2 適用

1.2.1 適用

-1. すべての重力式タンク及び水密又は風雨密が要求されるその他の区画は、本附属書に従って試験し、以下のタイトネス及び構造上の妥当性を実証すること。ここで、重力式タンクとは、設計蒸気圧が 0.07MPa 以下のタンクをいう。

- (1) 重力式タンクのタイトネス及び構造上の妥当性
- (2) タンクの境界以外の水密な境界の水密性
- (3) 風雨密な境界の風雨密性

-2. 表 1 又は表 2 に記載されない構造の試験は別途考慮すること。

1.3 試験の種類及び定義

1.3.1 試験

-1. 本附属書で規定される試験は、次の 2 種類である。

- (1) 構造試験
タンク構造の構造上の妥当性を確認するための試験。水圧試験又は認められた場合、

水圧空気圧試験とすることができる。

(2) 漏洩試験

境界のタイトネスを確認するための試験。特定の試験が示されない限り、水圧試験、水圧空気圧試験又は空気圧試験とする。表 1 備考 3 に示す特定の境界について、射水試験は漏洩試験の一つとして認められる。

-2. 各試験の種類の定義は以下のとおり。

水圧試験 (漏洩及び構造)	区画を液体で所定の水頭まで満たす試験
水圧空気圧試験 (漏洩及び構造)	水圧試験及び空気圧試験を組み合わせたもので、区画を部分的に液体で満たし、空気圧をかける試験
射水試験 (漏洩)	接合部へ射水し、反対側からの目視によりタイトネスを確認する試験
空気圧試験 (漏洩)	空気圧の差異と漏洩検知液により気密性を確認する試験。圧縮空気試験及び接合部の空気圧試験（例えば、圧縮空気すみ肉溶接試験又は真空試験）を含む。
圧縮空気すみ肉溶接試験 (漏洩)	T 型すみ肉溶接継ぎ手に対する空気圧試験で、漏洩検知液をすみ肉溶接部に塗布して行う試験
真空試験 (漏洩)	継ぎ手に漏洩検知液を塗布し容器で覆い、容器の中を負圧にすることで、漏洩を検知する試験
超音波試験（漏洩）	超音波により倉口蓋のような閉鎖装置のシール部のタイトネスを確認する試験
浸透試験 (漏洩)	表面張力の少ない液体を用い、浸透の有無により区画境界に連続した漏洩の可能性を確認する試験

1.4 試験方法

1.4.1 一般

試験は、すべてのハッチ、ドア、窓等が設置され、パイプ連結部を含むすべての貫通部が設けられた完成間近の状態で、被覆又はセメント工事が継手部に施される前に、検査員立会のもと行うこと。個々の試験要件については 1.4.4 及び表 1 による。塗装の施工時期及び継手部への安全な交通設備については 1.4.5、1.4.6 及び表 3 を参照すること。

1.4.2 構造試験の方法

-1. 試験の種類と時期

表 1 又は表 2 に規定される構造試験については、1.4.4-1.による水圧試験が認められる。船台の強度、液体密度等、実行上の制約により水圧試験の実施が困難な場合、1.4.4-2.による水圧空気圧試験を代替として認めることがある。

漏洩試験を進水前に行い、漏洩がなかった場合には、構造上の妥当性を確認するための水圧試験又は水圧空気圧試験は、海上で行うことができる。

-2. 新造船又は大規模な改造が行われた船舶に対する試験については以下による。

(1) 液体を入れることを目的としたタンクであって船舶の水密区画の一部を成すものは、水密性及び構造強度について表 1 及び表 2 に示す試験を行うこと。

(2) タンク境界は少なくとも片側から試験を行うこと。構造試験を行うタンクは、すべての代表的な構造部材について、想定される引張及び圧縮状態に対して構造上の妥当性を確認できるよう選定すること。

~~(2) 構造試験は類似の構造（すなわち、同一の設計条件で、検査員が認めた小規模の局~~

~~所的な違いのみを持つ類似の構造配置)を持つタンクグループから少なくとも1つのタンクについて行うこと。この場合、残りのすべてのタンクは空気圧試験による漏洩試験を行うこと。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、構造試験の代替として空気圧試験により漏洩試験を行うことは認められない。~~

- ~~(3) 最初のタンクの構造試験の後、検査員が必要と判断した場合には追加のタンクの構造試験を要求する場合がある。~~
- ~~(4) タンクの構造上の妥当性が表1による構造試験により確認された場合、同型シリーズ船(同一の造船所で同一図面により建造された姉妹船)の後船については、以下により、タンクの構造試験は省略して差し支えない。~~
 - ~~(a) 漏洩試験及び詳細な検査により、すべてのタンクの境界の水密性を確認すること。~~
 - ~~(b) 姉妹船ごとにすべてのタンクにわたって、類似の構造を持つタンクグループから少なくとも1つのタンクの構造試験を行うこと。~~
 - ~~(c) 最初のタンクの構造試験後に必要性が認められた場合又は立会検査員が必要と判断した場合には追加のタンクについて構造試験を要求することがある。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、前(b)に代わり前(2)を適用すること。~~
- ~~(5) 前船の引渡しから2年以上後に起工される姉妹船にあっては、本会が適当と認めた場合、以下を条件として前(4)を適用して差し支えない。~~
 - ~~(a) 一般的な技量が保たれていること(すなわち、当該造船所において、建造の中断又は建造手順もしくは建造技術の大きな変更がなく、作業員が適切な資格を有し、本会が定めた適切な技量を示せること)。~~
 - ~~(b) 強化された非破壊検査プログラムを構造試験が行われないタンクに適用すること。~~
- ~~(63) タンク以外の区画の水密の境界は、漏洩試験及び検査により区画の境界の水密性を確認できれば、構造試験を省略して差し支えない。バラスト兼用倉、チェーンロッカ及び港内バラストの積載を計画する貨物倉のうち代表的な貨物倉については、構造試験は省略せず、前(1)から(5)及び(2)に従うこと。~~

1.4.3 漏洩試験の方法

-1. 表1に規定する漏洩試験は、1.4.4-4.から1.4.4-6.によるタンクの空気圧試験、圧縮空気すみ肉溶接試験、真空試験又はこれらの試験の組み合わせとすることができる。1.4.5、1.4.6及び1.4.7に適合する場合、漏洩試験として水圧試験又は水圧空気圧試験が認められる。表1備考3に示す箇所については、1.4.4-3.による射水試験とすることができる。

~~-2. 溶接継手の種類ごとの漏洩試験の適用については、表3によること。~~

~~-23. 継手の空気圧試験は、ブロック工程時に実施して差し支えない。この場合、試験の前に、継手のタイトネスに影響を及ぼすすべての作業を完了すること。最終塗装の適用については1.4.5-1.を、継手への交通については1.4.6を、これらの概要については表3をそれぞれ参照すること。~~

1.4.4 試験方法

-1. 水圧試験

清水又は海水以外の液体の使用が認められた場合を除き、水圧試験は、清水又は海水のうち試験に適したものを、表 1 又は表 2 に規定する水頭まで満たすことにより実施する。

1.4.7 も参照すること。

海水よりも高い密度の貨物を積載するよう設計されたタンクが清水又は海水で試験される場合、試験圧力は、別途検討すること出来る限りそれらの貨物による実際の荷重状態を想定したものとする。

試験区画のすべての外面について、ひずみ、膨らみ、座屈及びその他の損傷や漏洩がないことを確認すること。

-2. 水圧空気圧試験

水圧空気圧試験が承認された場合、承認された液位に追加の空気圧をかけ、その試験状態が実行可能な限り実際の積載状態を模したものとしなければならない。**-4.**の空気圧試験に対する規定は、水圧空気圧試験にも適用される。

試験区画のすべての外面について、ひずみ、膨らみ、座屈及びその他の損傷や漏洩がないことを確認すること。1.4.7 も参照すること。

-3. 射水試験

射水試験は、ホースノズルにおける圧力が、試験中少なくとも 0.2MPa を維持した状態で行うこと。ノズルの内径は 12mm 以上とすること。試験箇所までの垂直距離（溶接線等に対して垂直方向の距離）は 1.5m 以内とし、溶接部に直接射水すること。

射水試験が、機関、電気設備の絶縁又は取り付け物を損傷させる可能性があるため実施できない場合は、溶接部の詳細な目視検査に加え、必要に応じ、染色浸透試験、超音波漏洩試験又はそれらと同等の試験に替えて差し支えない。

-4. 空気圧試験

すべての区画境界の溶接部、ブロック継手部及びパイプ接合部を含む貫通部は、承認された方法に従い、大気圧との差が 0.015MPa 以上の安定した圧力下で漏洩検知液を用いて試験すること。

要求される試験圧力に相当する水頭を保持するために十分な高さを有する U 字管を用いること。U 字管の断面積はタンクに空気を供給する配管の断面積以上のものとする。~~要求試験圧力を確認するため、U 字管に代えて 2 つの校正済みの圧力計を用いて差し支えない。~~IACS 勧告 No.140 “Recommendation for Safe Precautions during Survey and Testing of Pressurized Systems”の F5.1 及び F7.4 の規定を考慮し、要求試験圧力の確認に 2 つの校正済みの圧力計を用いて差し支えない。

溶接線に対し 2 回の検査を行うこと。1 回目は漏洩検知液使用後すぐに行い、2 回目は発生に時間を要するより小さな漏洩を検知するため、約 4 分から 5 分後に行うこと。

-5. 圧縮空気すみ肉溶接試験

圧縮空気をすみ肉溶接部の一方の端から注入し、もう一方の端に取り付けられた圧力計により圧力を確認すること。少なくとも 0.015MPa の空気圧が試験箇所内のすべての溶接部の各端部で確認できるよう圧力計を設置すること。

備考：漏洩試験が部分溶込み溶接を含む構造に要求される場合、そのルート面が十分大きい場合にあっては、すみ肉溶接と同様に圧縮空気圧試験を行うことができる。

-6. 真空試験

真空にするための接続部、圧力計及び検査窓を有する容器（真空試験器）を、漏洩検知

液を施した継手に設置して行うこと。容器内が $0.020\sim 0.026\text{MPa}$ の負圧状態になるまで空気を抜いて行うこと。

-7. 超音波試験

区画内部に超音波発信機，区画外部に受信機を設置して行うこと。区画の水密又は風雨密の境界について，超音波の漏洩の有無を受信機により検査する。受信機により超音波が受信された箇所は区画のシール部の漏洩を示す。

-8. 浸透試験

区画の境界又は構造の片側に表面張力の低い液体を用いて行う突合せ溶接又はその他の溶接部に対する試験。一定時間が経過した後，もう一方の側から液体が検知されなかった場合，境界のタイトネスが示されたこととなる。漏洩検知のために反対側に現像液を塗布又は噴霧する場合がある。

-9. その他の試験

その他の試験方法については，事前に試験方法の詳細を提出することにより，認める場合がある。

1.4.5 塗装の施工

-1. 最終塗装

自動溶接による突合せ継手については，検査員が満足する程度まで詳細な目視検査が行われた場合，当該突合せ継手を境界とする区画の漏洩試験の完了前に最終塗装を施工して差し支えない。

自動溶接によるブロック相互の突合せ継手については，検査員は最終塗装前に漏洩試験を行うことを要求する場合がある。

その他のすべての継手については，最終塗装は継手の漏洩試験完了後に施工すること。**表 3**を参照すること。

-2. 仮塗装

欠陥や漏洩を隠してしまう可能性のある仮塗装の施工時期は，最終塗装に関する規定に従うこと。（前-1.を参照すること）本規定はショッププライマには適用しない。

1.4.6 継手部への安全な交通設備

漏洩試験において，検査対象になっているすべての継手部への安全な交通設備を設けること。**表 3**を参照すること。

1.4.7 水圧試験又は水圧空気圧試験

規定された漏洩試験に代えて，水圧試験又は水圧空気圧試験を行う場合は，小さな漏洩を見逃すことの無いよう，検査する境界は露の無い状態とすること。

表 1 タンク及び区画境界の試験要件

	試験対象	試験の種類	試験水頭又は試験圧力	備考
1	二重底タンク*4	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 2.4m 上方*2 - 隔壁甲板	
2	二重底空所*5	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編で要求されるポンプ室の二重底及び燃料油タンク保護のための二重船殻部を含む。
3	二重船側タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 2.4m 上方*2 - 隔壁甲板まで	
4	二重船側空所	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
5	本表に記載のない深水タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 2.4m 上方*2	
6	貨物油タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 2.4m 上方*2 - タンク頂部*2 + 圧力逃し弁の設定圧力	
7	ばら積貨物船のバラスト兼用倉	漏洩試験及び構造試験*1	ハッチコーミングの上端	
8	船首尾タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 2.4m 上方*2	船尾部は船尾管搭載後試験すること。
9	1. 機器を備える船首部区画	漏洩試験	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
	2. 船首倉空所	漏洩試験及び構造試験*1,9	隔壁甲板まで 1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
	3. 機器を備える船尾部区画	漏洩試験	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
	4. 船尾倉空所	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	船尾部は船尾管搭載後試験すること。
10	コファダム	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
11	1. 水密隔壁	漏洩試験*8	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照*7	
	2. 船楼端隔壁	漏洩試験	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
12	乾舷甲板及び隔壁甲板下の水密戸	漏洩試験*6,7	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
13	複板舵	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
14	深水タンクでない軸路	漏洩試験*3	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
15	外板	漏洩試験*3	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	第 1 欄から第 10 欄までに該当する箇所の外板はそれぞれ該当各欄による。
16	外板のドア	漏洩試験*3	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
17	風雨密ハッチカバー及び閉鎖装置	漏洩試験*3,7	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	倉口覆布及びバッテンにより閉鎖されるハッチカバーは除く。
18	兼用タンク及び乾貨物倉のハッチカバー	漏洩試験*3,7	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	第 6 項又は第 7 項の構造試験に追加して行うこと。

19	チェーンロッカ	漏洩試験及び構造試験 ^{*1}	チェーンパイプ上端	
20	潤滑油サンプタンク及び主機下に配置される潤滑油サンプタンク及びその他のタンク／区画	漏洩試験 ^{*9}	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
21	バラストダクト	漏洩試験及び構造試験 ^{*1}	次のうち大なる方 - バラストポンプの最大圧力 - 設置されている圧力逃がし弁の設定圧力	
22	燃料油タンク	漏洩試験及び構造試験 ^{*1}	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 2.4m 上方 ^{*2} - タンク頂部 ^{*2} + 圧力逃し弁の設定圧力 - 隔壁甲板まで	

*1 : 1.4.2-2.を参照すること。

*2 : タンク頂部とはハッチを除くタンク頂部を構成する甲板をいう。

*3 : 射水試験も、漏洩試験の方法として考慮することができる。1.3.1-2.を参照すること。

*4 : 規則 C 編 6.1.1-3.の規定にいう水密区画を含む。

*5 : 二重底ダクトキール及び規則 C 編 6.1.1-3.の規定により配置される液体を積載しない区画を含む。また、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 1.2.3 及び同 3.2.5 の規定によりそれぞれ配置される燃料油タンク保護及びポンプ室保護のための区画を含む。

*6 : 水密戸の水密性がプロトタイプの試験で確認されていない場合、水密区画に水を漲水した試験を実施すること。規則 C 編 13.3.3-1.を参照すること。

*7 : 射水試験の代替として、1.4.4-7.から-9.に記載される他の試験方法により、それらの試験方法の妥当性を確認した上で試験を実施して差し支えない。水密隔壁（11.1 欄）については、射水試験の実施が困難な場合に限り、代替試験を実施することができる。

*8 : 港内バラストの積載を計画する貨物倉については、1.4.2-2.に従い代表的な貨物倉について漏洩及び構造試験を行うこと。当該貨物倉の試験水頭はローディングマニュアルに記載されている港内での最大のバラスト積載状態とすること。

*9 : ~~構造試験の実施が困難であると本会が認めた場合は、構造試験を省略して差し支えない。~~潤滑油サンプタンク及び主機下に配置されるその他の同様な区画が液体を入れることを目的とし、かつ、船舶の損傷時復原性要件を満足するために要求される水密区画の一部を成す場合は、「5. 本表に記載のない深水タンク」の要件により試験を行うこと。

*10 : 船体各部に付く管系の試験については、規則 D 編 12.6, 13.17 及び 14.6 の規定による。

表 2 特殊船舶／タンクの追加試験要件

	船舶/タンクの種類	試験対象	試験の種類	試験水頭又は水圧	備考
1	液化ガスばら積船	一体型タンク	漏洩試験及び構造試験	規則 N 編による	
		メンブレンタンク又はセミメンブレンタンクの支持構造	規則 N 編による	規則 N 編による	
		独立型タンクタイプ A	規則 N 編による	規則 N 編による	
		独立型タンクタイプ B	規則 N 編による	規則 N 編による	
		独立型タンクタイプ C	規則 N 編による	規則 N 編による	
2	食用液体タンク	独立タンク	漏洩試験及び構造試験 ^{*1}	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 0.9m 上方 ^{*12}	
3	危険化学品ばら積船	一体型貨物タンク又は独立型貨物タンク	漏洩試験及び構造試験 ^{*3,4}	次のうち大なる方 - タンク頂部の 2.4m 上方 ^{*12} - タンク頂部 ^{*12} +圧力逃し弁の設定圧力	比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては、追加の水頭を考慮すること。 ^{*13}

*1： 1.4.2-2.を参照のこと。

*12： タンク頂部とはハッチを除くタンク頂部を構成する甲板をいう。

*13： 重力式タンクであって、比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては、タンクの頂部上、次の算式に示す高さまでの水頭の水圧試験を行うこと。ただし、L が 150m を超える場合、又は H が L に比して著しく大きい場合には、別途考慮する。

$$\frac{H}{2}(\gamma-1)+2.4 \quad (m)$$

H： 当該タンクの隔壁板の下縁から、タンクの頂板上面までの高さ (m)

γ： 当該タンクに積載する貨物の比重

*14： 圧力式タンクにおいては、タンクの設計圧力を基準圧力として、規則 N 編 4.23.6 の規定を準用する。

表 3 溶接継手の種類による漏洩試験、塗装及び安全交通設備の適用

溶接継手の種類		漏洩試験	塗装 ^{*1}		安全交通設備 ^{*2}	
			漏洩試験前	漏洩試験後で構造試験前	漏洩試験	構造試験
突合せ溶接	自動	要求しない	許可する ^{*3}	N/A	要求しない	要求しない
	手溶接又は半自動溶接 ^{*4}	要求する	許可しない	許可する	要求する	要求しない
すみ肉溶接	貫通部を含む境界	要求する	許可しない	許可する	要求する	要求しない

*1： 塗装とは、内部塗装（タンク／ホールドの塗装）及び外部塗装（外板／甲板）のことを言う。ショッブプライマは含まない。

*2： 漏洩試験実施のための一時的な交通手段

*3： 検査員により溶接部の詳細な目視検査が行われた場合に限る。

*4： フラックスコールドアーク溶接（FCAW）による半自動溶接の突合せ溶接継手においては、目視検査の結果、溶接部の形状が連続して一様で、補修部がなく、かつ、非破壊検査の結果、重大な欠陥がない場合は、試験することを要しない。

2 章 SOLAS 条約適用船（1 章適用船）以外の船舶

2.1 一般

2.1.1 一般

-1. 本附属書に定める試験方法は、タンク及び水密区画の水密性並びに船舶の水密区画を構成するタンクの構造上の妥当性を確認するためのものである。本試験方法は構造及び艤装の風雨密性を確認するために対しても適用することがある。新造船及び大規模な改造又は修理が行われた船舶のすべてのタンク及び水密区画のタイトネスは、本船の引渡し前に本試験方法により確認すること。ここで、大規模な修理とは、当該箇所のタイトネスに影響を及ぼす修理をいう。

-2. SOLAS 条約非適用船及び次の(1)及び(2)を満足する SOLAS 条約適用船（鋼船規則 CSR-B&T 編適用船を含む）の水密区画の試験方法は 2 章による。

(1) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合

(2) 前(1)の免除／同等性が主管庁に承認された場合

2.2 適用

2.2.1 適用

-1. 試験方法については、本附属書 1 章の要件に従うこと。ただし、1.4.2-2.及び表 1 の適用において、次の-2.から-6.によることとして差し支えない。

-2. タンク境界は少なくとも片側から試験を行うこと。構造試験を行うタンクは、すべての代表的な構造部材について、想定される引張及び圧縮状態に対して構造上の妥当性を確認できるよう選定すること。

-3. 構造試験は類似の構造（すなわち、同一の設計条件で、検査員が認めた小規模の局所的な違いのみを持つ類似の構造配置）を持つタンクグループから少なくとも 1 つのタンクについて行うこと。この場合、残りのすべてのタンクは空気圧試験による漏洩試験を行うこと。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、構造試験の代替として空気圧試験により漏洩試験を行うことは認められない。

-4. 最初のタンクの構造試験の後、検査員が必要と判断した場合には追加のタンクの構造試験を要求する場合がある。

-5. タンクの構造上の妥当性が 1 章、表 1 による構造試験により確認された場合、同型シリーズ船（同一の造船所で同一図面により建造された姉妹船）の後船については、以下により、タンクの構造試験は省略して差し支えない。

(1) 漏洩試験及び詳細な検査により、すべてのタンクの境界の水密性を確認すること。

(2) 姉妹船ごとにすべてのタンクにわたって、類似の構造を持つタンクグループから少なくとも 1 つのタンクの構造試験を行うこと。

- (3) 最初のタンクの構造試験後に必要性が認められた場合又は立会検査員が必要と判断した場合には追加のタンクについて構造試験を要求することがある。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、前(2)に代わり前-3.を適用すること。
- 6. 前船の引渡しから2年以上後に起工される姉妹船にあつては、本会が適当と認めた場合、以下を条件として前-5.を適用して差し支えない。
- (1) 一般的な技量が保たれていること（すなわち、当該造船所において、建造の中断又は建造手順もしくは建造技術の大きな変更がなく、作業員が適切な資格を有し、本会が定めた適切な技量を示せること）
- (2) 非破壊検査を構造試験が行われないタンクに適用すること。新造船建造時における船体構造の品質基準は、キックオフミーティングにて合意されること。建造は IACS 勧告 No.47, JSQS 又は建造開始前に本会によって認められた建造基準に従って実施されなければならない。作業は本会の規則及び検査のもとで実施されなければならない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2018年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
 2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-4.から-6.を-6.から-8.に改め、-4.及び-5.として次の2項を加える。

-3. 規則 B 編 2.1.6-3.に規定する「船体コンストラクションファイル」は、次の(1)及び(2)によること。

- (1) 船体コンストラクションファイルに含まれる図面及び情報のうち、船上に備えるべきものについては、常に船上で利用可能であること。
- (2) 大規模補修、改造又は船体構造の変更等が行われた場合、適切に更新すること。船体コンストラクションファイルの更新手順は、安全管理システムに含むこと。

-4. 規則 B 編 2.1.6-3.に規定する船体コンストラクションファイルの検査は、次の(1)から(4)による。

- (1) 船体コンストラクションファイルに含むべき情報が含まれていることを確認する。ただし、ここでいう確認とは、次の(a)及び(b)が船上及び陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれていることを確認することをいい、関連要件に適合していることを確認するために図面及び図書の評価を行うことを意図するものではない。

(a) 規則 B 編 2.1.6-3.及び表 B2.1 に規定する図面及び図書

(b) 船体コンストラクションファイルに含まれる図面及び図書の一覧に従って、造船所から提供された追加の図面及び図書

- (2) 船体コンストラクションファイルに含まれる図面及び図書の保管場所が船上又は陸上アーカイブに分類されていることを確認すると共に、規則 B 編表 B2.1 において標準的な保管場所が陸上アーカイブとされているもの以外の図面及び図書にあっては、保管場所が船上となっていることを確認する。

- (3) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、検査員は、完工時に船体コンストラクションファイルに含むべき情報が船上に備えられていることを確認する。

- (4) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、検査員は、完工時に陸上アーカイブに含まれる図面及び図書の一覧を確認することによって、船体コンストラクションファイルに含むべき情報が陸上アーカイブに保管されていることを確認する。

-5. 規則 B 編 2.1.6-4.に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は、次の(1)及び(2)による。

- (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについては、船体コンストラクションファイルにアクセス可能であることを確認する。
- (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについては、陸上ア

アーカイブとの契約が有効であることを確認する。

-46. 規則 B 編 2.1.6-3.にいう「本会が適当と認めた陸上アーカイブ」とは、MSC 96/INF.9 に記載された “The SCF Interim Industry Standard”に従って運営される陸上アーカイブのことをいう。

-57. 規則 B 編 2.1.6-7.に規定する証明書については、個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。消火ポンプについては、船上搭載後の射水試験の成績書として差し支えない。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

-68. 規則 B 編 2.1.6-1.(2)(q)に規定する「騒音計測記録書」とは、附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」4.2 に示す記録書をいう。この記録書には、附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」3.3.6 により決定した騒音暴露レベルを記した書類を添付すること。

B3 年次検査

B3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.1 書類及び図書の確認

-6.及び-7.として次の2項を加える。

-6. 規則 B 編 3.2.1-2.(3)に規定する船体コンストラクションファイルの更新の確認は、次の(1)及び(2)による。

- (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、大規模補修、改造、船体構造の変更等があった場合、検査員は、更新された情報が船上に備えられていることを確認する。船上に備えられている船体コンストラクションファイルの更新が検査時に完了していない場合、検査員は、その旨を記録し、次回の定期的検査において確認する。
- (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、大規模補修、改造、船体構造の変更等があった場合、陸上アーカイブ又は船上に備えられる船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認することによって、更新された情報が陸上アーカイブに備えられていることを確認する。陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルの更新が検査時に完了していない場合、検査員は、その旨を記録し、次回の定期的検査において確認する。

-7. 規則 B 編 3.2.1-2.(5)に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は、次の(1)及び(2)による。

- (1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについては、船体コンストラクションファイルにアクセス可能であることを確認する。
- (2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについては、陸上アーカイブとの契約が有効であることを確認する。

B4 中間検査

B4.2 船体、艀装、消火設備及び備品の中間検査

B4.2.1 として次の 1 条を加える。

B4.2.1 書類及び図書の確認

- 1. 規則 B 編 4.2.1-2.(3)に規定する船体コンストラクションファイルの更新の確認は、B3.2.1-6.による。
- 2. 規則 B 編 4.2.1-2.(5)に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は、B3.2.1-7.による。

B5 定期検査

B5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.1 として次の 1 条を加える。

B5.2.1 書類及び図書の確認

- 1. 規則 B 編 5.2.1-2.(3)に規定する船体コンストラクションファイルの更新の確認は、B3.2.1-6.による。
- 2. 規則 B 編 5.2.1-2.(5)に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段の確認は、B3.2.1-7.による。

附 則（改正その 4）

- 1.** この達は、2018 年 1 月 1 日から施行する。
- 2.** 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B3 年次検査

B3.6 を次のように改める。

B3.6 低引火点燃料船の特別要件

B3.6.1 一般

規則 B 編 3.6 の規定は、規則 B 編 3.4 に従い検査を行う船舶には適用しなくて差し支えない。

B3.6.2 検査

~~1. 規則 B 編表 B3.11 第 7 項(g)の規定の適用上、燃料貯蔵タンク及び燃料配管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であることを確認する。~~

~~2. 規則 B 編表 B3.11 第 5 項(f)の規定の適用上、燃料貯蔵タンク及び燃料配管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であることを確認する。~~

~~3. 規則 B 編表 B3.11 第 5 項(b)ii)の規定の適用上、高液面警報の検査は、規則 GF 編 15.4.2-4. に規定する機能試験も含む。~~

B4 中間検査

B4.6 を次のように改める。

B4.6 低引火点燃料船の特別規定

B4.6.1 一般

規則 B 編 4.6 の規定は、規則 B 編 4.4 に従い検査を行う船舶には適用しなくて差し支えない。

B4.6.2 検査

1. 規則 B 編表 B4.8 第 2 項にいう「メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。」とは、目視によりクラック、劣化等の不具合が生じていないことを確認し、また、メンブレンが 3 年を超えない間隔で新替され、調整及び効力試験済であることを確認することをいう。ただし、当該逃し弁が GF 編附属書 1「低引火点燃料船用の装置及び

機器に関する検査要領」6章 6.4.1-3.の規定により3年を超えるメンブレンの交換間隔について承認されている場合は、承認された間隔に対して確認を行う。

-2. 規則 B 編表 B4.8 中、第3項にいう「危険場所」とは、規則 GF 編 12.5 並びに規則 H 編 4.2.3-4.及び-5.に定める危険場所をいう。

-3. 規則 B 編表 B4.8 第4項の規定の適用上、燃料貯蔵タンク及び燃料配管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であることを確認する。

B5 定期検査

B5.6 を次のように改める。

B5.6 低引火点燃料船の特別規定

B5.6.1 一般

規則 B 編 5.6 の規定は、規則 B 編 5.4 の規定に従い検査を行う船舶には適用しなくて差し支えない。

B5.6.2 検査

-1. 規則 B 編表 B5.29 中、第2項にいう「承認された検査方案及び許容基準」とは、燃料格納設備の設計者により作成され、本会に承認されたものをいう。

-2. 規則 B 編表 B5.29 中、第 ~~76~~ 項にいう「危険場所」とは、規則 GF 編 12.5 並びに規則 H 編 4.2.3-4.及び-5.に定める危険場所をいう。

附 則（改正その5）

1. この達は、2018年1月1日から施行する。